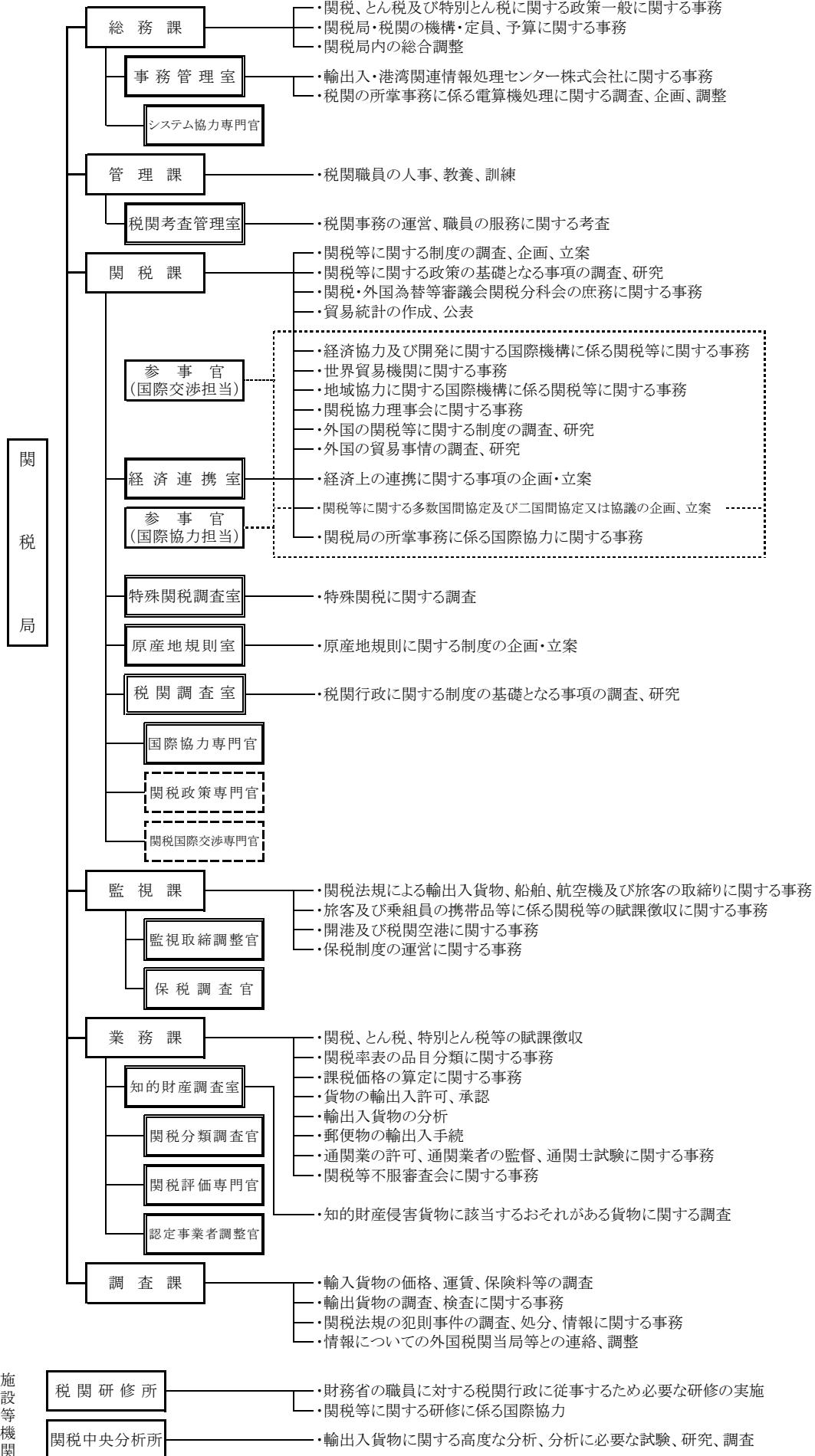


# 1. 関税局の組織及び事務

## 1. 関税局

### (1)組織



(注) [ ] は政令により設置されている機関を、 [ ] は省令により設置されている機関を、

[ ] は訓令により設置されている専門スタッフ職を示す。